

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全及び安心で安全なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(平29条例28・一部改正)

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(平29条例28・全改)

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(平29条例28・全改、令5条例47・一部改正)

(情報提供)

第4条 市民等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている空家等があるときは、市長にその情報を提供するよう努めるものとする。

(平29条例28・一部改正)

(応急措置)

第5条 市長は、特定空家等の倒壊等により、人の生命又は身体に危害を及ぼし、財産に重大な損害を及ぼす等の危険が切迫していると認めるときは、当該危険を回避するための措置を、必要な最小限度の範囲に限り、講ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたときは、当該措置に要した費用を、当該特定空家等の所有者等に負担させることができる。

(平29条例28・全改)

(協力要請)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し協力を要請することができる。

(平29条例28・旧第9条繰上)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平29条例28・旧第10条繰上)

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。